

一般社団法人山口県建設業協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人山口県建設業協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を山口県山口市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、建設業を技術的、経済的及び社会的に向上させ、建設業の健全な発展を図り、併せて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 建設業の技術改善、経営改善及び人材確保のための講演会、講習会、見学会等の開催
- (2) 建設業に関する法制、施策、技術及び経営に対する調査研究、協力及び提言・要望
- (3) 関係機関・団体との連絡調整及び提携・提言
- (4) 建設業に関する法制、施策及び技術・経営改善についての情報提供
- (5) 建設業の社会的使命に関する啓発指導
- (6) 建設業の従業員の福利厚生事業
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 建設業法に基づき許可を受け、山口県内に本店、支店、出張所又は営業所を有する建設業者であって、本会の事業に賛同して入会したもの
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、事業を賛助するために入会した個人、法人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会において別に定める申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会の日から1週間前までに当該会員にその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

3 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 正当な理由がなく第7条の支払義務を1年以上履行せず、かつ、催告に応じないとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 第5条に規定する資格を欠いたとき。

(4) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格の喪失等に伴う権利及び義務)

第11条 本会は、会員が前3条の規定によりその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費その他の拠出金は、これを返還しない。

2 会員は、前3条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

第4章 総 会

(種別)

第12条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 会長は、総会を招集するときは、総会の日々の1週間前までに、正会員に対して、招集の通知を発するものとする。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順序により副会長が総会の議長となる。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会に出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上20名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事とし、1名を常務理事とすることができる。

3 前項の会長及び副会長をもって法人法第91条第1項第1号の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同項第2号の業務を執行する理事（以下「業務執行理事」という。）とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長は、監事を選任に関する議案を総会に提出するときは、監事の過半数の同意を得なければならない。

3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順序によりその職務を代行する。

4 専務理事及び常務理事は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

5 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

第6章 理事会

(構成)

第27条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順序により副会長が理事会を招集する。
- 3 会長は、理事会を招集するときは、理事会の日の5日前までに、各理事及び各監事に対して、招集の通知を発するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順序により副会長が理事会の議長となる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議及び報告の省略)

第32条 前条の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

- 2 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。
- 3 前項の規定は、第23条第5項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

- 第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第7章 会 計

(事業年度)

- 第34条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第35条 本会の事業計画書及び収支予算書(正味財産増減予算書)については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

- 第36条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

- 第37条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 委員会

(委員会)

- 第38条 特別な事項を調査研究するため、本会に委員会を置くことができる。
- 2 委員会の委員は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
 - 3 委員会に必要な事項は、理事会において別に定める。
 - 4 委員会は、調査研究した結果を会長に報告しなければならない。

第9章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第39条 本会に任意の機関として顧問及び相談役を若干名置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、本会の運営に関し、重要事項について会長及び理事会の諮問に応え、助言することができる。

第10章 事務局

(事務局)

第40条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を得て、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第43条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第13章 補 則

(委任)

第45条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下

「整備法」という。) 第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 本会の最初の会長、副会長及び専務理事は、次のとおりとする。

会長（代表理事） 井森 浩 視

副会長（代表理事） 砂川 敏 男、安藤 光 吉、中村 高 志

専務理事（業務執行理事） 安光 弘 治